

5. 財務関係

(3) 職員の賠償責任に関する調 (平成24年4月1日 から 平成26年3月31日 まで)

ア 法第243条の2によるもの

① 都道府県分

都道府県名	所属部課名等		事実関係				監査委員による監査			賠償関係		
	所属部課係名及び職名	勤続年数(年)	事実の概要	事実の発生した日又は事実の存した期間	長が事実を知ったとき	長が事実を知るに至った経緯	賠償責任の有無	監査結果の要旨	長の処分との相違点	団体に与えた損害(円)	賠償額(円)	賠償の方法
福岡県	建築都市部建築都市総務課予算第一係主事	1	パソコンを故意に叩きつけたことにより損傷させたもの	H26.1.9	H26.1.9	本人からの申し出		本人が事実及び賠償責任を認め、全額賠償する旨申し出があり、速やかに履行されたことから、監査は実施せず		73,500	73,500	賠償額を全額職員が支出
沖縄県	総務部名護県税事務所納税班 班長	30	金庫に保管した県税徴収金を亡失	22.11.1	22.11.2	所属長から所属部長、所属部長から知事へ報告	有	賠償額は136万4,600円に民法所定の年5分の割合による遅延損害金を付した額	無	1,364,600	1,466,664	納入通知書による納付
計	2人		2件				有 1件 無 0件		有 0件 無 1件			

② 市町村分

都道府県名	市町村名	所属部課名等		事実関係			監査委員による監査			賠償関係			
		所属部課係名及び職名	勤続年数(年)	事実の概要	事実の発生した日又は事実の存した期間	長が事実を知ったとき	長が事実を知に至った経緯	賠償責任の有無	監査結果の要旨	長の処分との相違点	団体に与えた損害(円)	賠償額(円)	賠償の方法
山形県	山形市	福祉推進部生活福祉課地域福祉係主幹	36	当該職員が公用パソコンを使用し業務に関係のない不適切なサイトを閲覧したところアダルトサイト登録画面の表示が消えなくなった。当該パソコンがコンピュータウイルス感染の疑いがあると判断し、外部業者にハードディスクとメモリの交換を依頼してその費用を公費から支出したが、職員の重大な過失による物品の損傷であることから、賠償責任の有無及び賠償額の決定を求められたもの。	H24. 8. 24	H24. 8. 30	事故報告書の提出による。	有	○賠償責任の有無について 当該職員は、PC・周辺機器管理台帳に登録された主たる使用者で、障害発生時このパソコンを使用していた職員であり地方自治法243条の2に規定する「物品を使用している職員」に該当する。閲覧履歴等から当該職員が善良な管理者の注意を払っていたら、障害の発生を予見又は回避できたにもかかわらず、漫然と見過ごして障害を発生させたことは、注意を著しく怠る重大な過失があったと判断し、賠償責任があることを認める。 ○損害賠償額について 当該パソコンの修繕方法については、初期化等ではコンピュータウイルスが残存する事例があることから今回行った部品交換の方法が最善であったと認められ、本件で市費をもって負担した73,500円を賠償額と決定する。	無	73,500	73,500	納付書による
千葉県	市原市	保健福祉部生活福祉課主任	22	生活保護受給者が死亡したにもかかわらず、廃止処理を怠り、生活保護費を支出させ、これを着服。また、他の受給者について、廃止処理の遅延により支出された生活保護費を市に返還せずに着服した。	H20. 11 ～ H22. 10	H25. 6. 12	内部調査により、当該職員の不適正な事務処理が認められたので、詳細調査した結果、着服の事実が判明した。	有	当該職員が市原市に対して損害賠償責任を有すると認める。	無	7,615,525	9,131,590 (遅延利息含む)	納付書による(全額納付済)

都道府県名	市町村名	所属部課名等		事実関係			監査委員による監査			賠償関係			
		所属部課係名及び職名	勤続年数(年)	事実の概要	事実の発生した日又は事実の存した期間	長が事実を知ったとき	長が事実を知ることになった経緯	賠償責任の有無	監査結果の要旨	長の処分との相違点	団体に与えた損害(円)	賠償額(円)	賠償の方法
新潟県	魚沼市	商工観光課観光振興室施設管理員	15	温泉施設の売上金から3,573,000円を横領した。	H19.4.1 ～ H23.12.26	H23.12.26	商工観光課の職員が温泉施設の売上金の減少に気づき、その後の調査により発覚。	有	実損害額及び延滞金の合計額から自宅謹慎中の給料額相当分を差し引いた額を請求せよ。	自宅謹慎期間中の給料を無給とした。	3,892,200	4,002,972	現金による返還
長野県	木曾町	教育委員会事務局係長	24	事務局を担当した団体の公金を横領したもの	H22.4～ H22.7	H22.6.20	団体会計が不明朗による指摘	有	公金横領の事実を確認し、賠償責任があると認める。	無	581,266	581,226	本人からの返金
長野県	白馬村	建設水道課課長	39	下水道受益者負担金について適切な徴収や滞納処分を怠ったため、多額の時効消滅額を生じさせた	H6	H23.9	H23.9定例議会において、議員から質問があり内部調査を行った結果判明した	有	時効消滅額、不能欠損処分額、これらに係る延滞金の損害賠償請求権を使用すること。	通常の滞納整理を行っていても収納できない額、時効消滅額を長が控除	306,623	306,623	納付書による納付
長野県	白馬村	建設水道課課長	37	下水道受益者負担金について適切な徴収や滞納処分を怠ったため、多額の時効消滅額を生じさせた	H6	H23.9	H23.9定例議会において、議員から質問があり内部調査を行った結果判明した	有	時効消滅額、不能欠損処分額、これらに係る延滞金の損害賠償請求権を使用すること。	通常の滞納整理を行っていても収納できない額、時効消滅額を長が控除	306,623	306,623	納付書による納付

都道府県名	市町村名	所属部課名等		事実関係			監査委員による監査			賠償関係				
		所属部課係名及び職名	勤続年数(年)	事実の概要	事実の発生した日又は事実の存した期間	長が事実を知ったとき	長が事実を知ることになった経緯	賠償責任の有無	監査結果の要旨	長の処分との相違点	団体に与えた損害(円)	賠償額(円)	賠償の方法	
岐阜県	岐阜市	商工観光部 鶯飼観覧船事務所 所長	24	岐阜市鶯飼観覧船事務所において保管していた公金(つり銭用資金60,000円)が亡失した。	H25.9.13 ～ H25.9.14	H25.9.14	有	現金出納員・管理監督者の立場にありながら、鶯飼観覧船事務所内における鍵の管理が不十分であったことから損害額の12分の6を負う。	無	60,000	30,000	納付書による		
岐阜県	岐阜市	商工観光部 鶯飼観覧船事務所運航管理係 係長	28				有	上記の者を補佐し、鶯飼観覧船事務所の各担当業務を統括し、部下を指導する立場にありながら、鍵の管理が不十分であったことから損害額の12分の1を負う。	無		5,000	納付書による		
岐阜県	岐阜市	商工観光部 鶯飼観覧船事務所経営管理係 係長	17				有	9/13 午後9時頃 業務終了後、鶯飼観覧船事務所を施錠し、職員が退庁 9/14 午前8時 職員が登庁。出入口を開錠し、通常通りに業務を開始 9/14 午前11時頃 貴重品保管室を開錠し、つり銭用資金の紛失が判明	有		会計管理者としての職責・現金出納保管事務最高責任者として指揮監督を行う立場にありながら、鍵の管理に対する指導が不十分であったことから損害額の12分の4を負う。	無	20,000	納付書による
岐阜県	岐阜市	会計管理者	35				有	掛川市の損害は、課長、係長の両名が職務上果すべき注意義務を怠った過失により発生したと認められるため、つり銭の管理・保管体制等を総合的に勘案し、職責の割合により損害賠償額を決定した。	有		無	153,100	107,200	納付書払い

都道府県名	市町村名	所属部課名等		事実関係			監査委員による監査			賠償関係			
		所属部課係名及び職名	勤続年数(年)	事実の概要	事実の発生した日又は事実の存した期間	長が事実を知ったとき	長が事実を知った経緯	賠償責任の有無	監査結果の要旨	長の処分との相違点	団体に与えた損害(円)	賠償額(円)	賠償の方法
静岡県	掛川市	保健予防課 緑茶効能研究担当専門官	29	つり銭盗難事件における管理監督責任	H24. 2. 6	H24. 2. 6	担当課長からの事件概要報告	有	掛川市の損害は、課長、係長の両名が職務上果すべき注意義務を怠った過失により発生したと認められるため、つり銭の管理・保管体制等を総合的に勘案し、職責の割合により損害賠償額を決定した。	無	153, 100	45, 900	納付書払い
滋賀県	長浜市	旧木之本町 収入役	5. 9	収入役の職にある時期に公金を不正に流用した	H18. 5. 29 ～H19. 9. 3	H24. 10. 17	H24. 10. 14に旧木之本町収入役室の金庫内から3つの通帳を発見し、この通帳の記帳内容に横領事件が疑われていた圃場整備組合からの振込の記録があることが確認できたことから、私的流用の穴埋め行為が疑われたもの	有	元収入役が職務上の地位を利用して不正流用を繰り返し、圃場整備組合の金を使って穴埋めした。圃場整備組合名義で市に振り込まれた金額は市が組合に返還したため、本人が反対給付した金額を除く分を市の損害額と認める。遅延損害金は年利5分とする。	無	7, 050, 000	7, 177, 479	現金一括納付(26. 10. 15現在、納付済額0円)

都道府県名	市町村名	所属部課名等		事実関係			監査委員による監査			賠償関係		
		所属部課係名及び職名	勤続年数(年)	事実の概要	事実の発生した日又は事実の存した期間	長が事実を知ったとき	長が事実を知ることになった経緯	賠償責任の有無	監査結果の要旨	長の処分との相違点	団体に与えた損害(円)	賠償額(円)
京都府	京都市	環境局市民美化センター係員	19	一般廃棄物(死獣)処理手数料の亡失(着服)	H15. 6. 14～ H17. 10. 24	H18. 5に収集先の市民からの問い合わせを契機に調査した結果、亡失(着服)が判明した。	有	市長から要求のあった55,200円分の死獣処理手数料の亡失額のうち、32,200円分について、職員の故意による現金の亡失があったと認定し、賠償責任を認めた。 (※その後裁判により、上記のうち13,800円について着服と認定された。)	市長が認めた損害額の一部については認めなかった。	13,800	19,395(遅延損害金含む)	本人弁償
京都府	京都市	同上	29		H15. 4. 25～ H17. 12. 14		有	市長から要求のあった27,600円分の死獣処理手数料の亡失額のうち、19,400円分について、職員の故意による現金の亡失があったと認定し、賠償責任を認めた。 (※その後裁判により、上記のうち9,200円について着服と認定された。)	市長が認めた損害額の一部については認めなかった。	9,200	12,763(遅延損害金含む)	本人弁償
京都府	京都市	同上	11		H15. 4. 14～ H16. 5. 1		有	市長から要求のあった142,600円分の死獣処理手数料の亡失額のうち、133,800円分について、職員の故意による現金の亡失があったと認定し、賠償責任を認めた。 (※その後裁判により、上記のうち124,200円について着服と認定された。)	市長が認めた損害額の一部については認めなかった。	124,200	179,904(遅延損害金含む)	本人弁償
京都府	京都市	同上	23		H16. 7. 24		有	市長から要求のあった4,600円分の死獣処理手数料の亡失額について、職員の故意による現金の亡失があったと認定し、賠償責任を認めた。 (※その後裁判により、上記の着服は認められないと判断された。)	無	0	0	

都道府県名	市町村名	所属部課名等		事実関係			監査委員による監査			賠償関係			
		所属部課係名及び職名	勤続年数(年)	事実の概要	事実の発生した日又は事実の存した期間	長が事実を知ったとき	長が事実を知ることになった経緯	賠償責任の有無	監査結果の要旨	長の処分との相違点	団体に与えた損害(円)	賠償額(円)	賠償の方法
大阪府	和泉市	税務室資産税担当	36	土地開発公社に対する固定資産税等の課税徴収漏れ	H22.9.17	H22.9.24	監査事務局より住民監査請求実施通知が送付されたため	無	適切な賦課徴収を行っているとは言えないが、関係部局職員及び市長等に故意又は重大な過失は認められない。	無	0	0	
奈良県	桜井市	農林課農林係主幹	40	法第243条の2第1項に定める権限を有する職員が、重大な過失により農林業費の未払金を発注させ、本市に損害を与えた	H19.4.1～H23.9.30	H24.1.10	業者から送られてきた未払金の請求額により本事案が明らかとなり、平成24年1月10日人事課長を初めとする関係者に報告が行われた	無	当職員の行為により市の名誉は損なわれたものの、金銭的な損害は発生していないことから職員の賠償責任はないものとする。	無	0	0	
和歌山県	橋本市	教育委員会生涯学習課(産業文化会館長)	17	温水プール使用料横領に係る職員賠償責任	H19.1～H20.8	H22.6.30	担当所管課から市長に報告	有	現金取扱員の元館長が当該賠償責任を負うものとする。	無	10,726,691	2,000,000	H26.1.21入金
和歌山県	橋本市	教育委員会生涯学習課(産業文化会館長)	17	産業文化会館使用料横領に係る職員賠償責任	H19.4～H21.11	H22.6.30	担当所管課から市長に報告	有	現金取扱員の元館長が当該賠償責任を負うものとする。	無	4,213,177		
岡山県	玉野市	環境水道部水道課臨時職員	3	水道料金の着服	H22.10～H24.1	H24.1.18	着服した水道料金を納付した者からの申し出により発覚。収納記録を精査し、当該職員に対し事情聴取し自供を得た。	有	故意による現金の亡失であり賠償責任がある。	無	1,237,722円	1,237,722円+遅延利息	現金一括払い
香川県	高松市	住宅課長	32	住宅課において、平成21年度から平成23年度にかけて特定事業者(1者)に集中して樹木伐採の発注が行われ、また、未払金もあった。	H21.4.1～H22.3.31	H24.4.12	住宅課における管理職員の事務引継の際に事実が判明したため、状況を整理後、所管局(都市整備局)から市長に報告した。	有	担当係職員や担当係長・担当課長補佐などの職務執行状況を十分に検証せず、これを回避させなかった重大な過失により、担当係職員に上記事務処理の執行をさせ、市に無用又は過剰な支払額相当の損害を与えているので、市に対して、その損害を賠償すべき責任がある。	無	457,851	457,851	納付書払

都道府県名	市町村名	所属部課名等		事実関係			監査委員による監査			賠償関係			
		所属部課係名及び職名	勤続年数(年)	事実の概要	事実の発生した日又は事実の存した期間	長が事実を知ったとき	長が事実を知った経緯	賠償責任の有無	監査結果の要旨	長の処分との相違点	団体に与えた損害(円)	賠償額(円)	賠償の方法
香川県	高松市	住宅課長	31	住宅課において、平成21年度から平成23年度にかけて特定事業者(1者)に集中して樹木伐採の発注が行われ、また、未払金もあった。	H22.4.1 ～ H24.3.31	H24.4.12	住宅課における管理職員の事務引継の際に事実が判明したため、状況を整理後、所管局(都市整備局)から市長に報告した。	有	担当係職員や担当係長・担当課長補佐などの職務執行状況を十分に検証せず、これを回避させなかった重大な過失により、担当係職員に上記事務処理の執行をさせ、市に無用又は過剰な支払額相当の損害を与えているので、市に対して、その損害を賠償すべき責任がある。	無	3,109,706	3,109,706	納付書払
香川県	高松市	住宅課長補佐	29	住宅課において、平成21年度から平成23年度にかけて特定事業者(1者)に集中して樹木伐採の発注が行われ、また、未払金もあった。	H21.4.1 ～ H22.3.31	H24.4.12	住宅課における管理職員の事務引継の際に事実が判明したため、状況を整理後、所管局(都市整備局)から市長に報告した。	有	担当係職員および担当係長の事務処理に対する適否判断を見過ごし、これを回避させなかった重大な過失により、担当係職員に上記事務処理の執行をさせ、市に無用又は過剰な支払額相当の損害を与えているので、市に対して、その損害を賠償すべき責任がある。	無	228,925	228,925	納付書払
香川県	高松市	住宅課長補佐	31	住宅課において、平成21年度から平成23年度にかけて特定事業者(1者)に集中して樹木伐採の発注が行われ、また、未払金もあった。	H22.4.1 ～ H24.3.31	H24.4.12	住宅課における管理職員の事務引継の際に事実が判明したため、状況を整理後、所管局(都市整備局)から市長に報告した。	有	担当係職員および担当係長の事務処理に対する適否判断を見過ごし、これを回避させなかった重大な過失により、担当係職員に上記事務処理の執行をさせ、市に無用又は過剰な支払額相当の損害を与えているので、市に対して、その損害を賠償すべき責任がある。	無	1,554,853	1,554,853	納付書払
香川県	高松市	住宅課管理第二係長	35	住宅課において、平成21年度から平成23年度にかけて特定事業者(1者)に集中して樹木伐採の発注が行われ、また、未払金もあった。	H21.4.1 ～ H24.3.31	H24.4.12	住宅課における管理職員の事務引継の際に事実が判明したため、状況を整理後、所管局(都市整備局)から市長に報告した。	有	担当係職員に事務処理を一任し、その適否判断を見過ごし、これを回避させなかった重大な過失により、担当係職員に上記事務処理の執行をさせ、市に無用又は過剰な支払額相当の損害を与えているので、市に対して、その損害を賠償すべき責任がある。	無	1,783,779	1,783,779	納付書払

都道府県名	市町村名	所属部課名等		事実関係				監査委員による監査			賠償関係		
		所属部課係名及び職名	勤続年数(年)	事実の概要	事実の発生した日又は事実の存した期間	長が事実を知ったとき	長が事実を知った経緯	賠償責任の有無	監査結果の要旨	長の処分との相違点	団体に与えた損害(円)	賠償額(円)	賠償の方法
福岡県	鞍手町	企画財政課 政策財政班 班長	27	特定目的基金等の公金横領	H10頃 ～ H20.3	H20.5.26	人事異動後、後任者が団体生命保険事務取扱手数料に不明金の存在を発見した。	有	横領の事実、賠償責任があると認め賠償額を決定する。	無	262,561,638	128,375,493	現金賠償
鹿児島県	湧水町	会計課 主査	15	会計課職員が町の一般会計より公金を着服した。	H23.9～ H25.11	H26.3	H25.12に職員が入院中に未払い事案が判明し、内部調査した結果、公金着服が判明した。	有	賠償すべきとの結果	無	75,329,377	75,329,377	誓約書に基づく賠償(月払い)
沖縄県	与那国町	町長	7	補助金交付決定額の取消	H22.12.14	H24.12.14	国の会計検査の際	有	賠償責任があると認める。	無	14,509,129	7,813,333	現金納付
沖縄県	与那国町	総務財政課 課長	8	補助金交付決定額の取消	H22.12.14	H24.12.14	国の会計検査の際	有	賠償責任があると認める。	無		4,017,478	現金納付
沖縄県	与那国町	総務財政課 主任主査	11	補助金交付決定額の取消	H22.12.14	H24.12.14	国の会計検査の際	有	賠償責任があると認める。	無		2,008,739	現金納付
沖縄県	与那国町	出納室長	40	補助金交付決定額の取消	H22.12.14	H24.12.14	国の会計検査の際	有	賠償責任があると認める。	無		669,579	現金納付
計	17団体	33人		27件				有31件 無2件		有 6件 無 27件			

イ その他によるもの
① 都道府県分

都道府県名	所属部課名等		事実関係				賠償関係			賠償責任の根拠
	所属部課係名及び職名	勤続年数(年)	事実の概要	事実の発生した日又は事実の存続した期間	長が事実を知ったとき	長が事実を知るに至った経緯	団体に与えた損害(円)	賠償額(円)	賠償の方法	
福井県	道守高等学校 企画主査	22	当該職員が県の公金を着服	H19～H23年度	H24.5.1	決算の点検	13,689,059	13,689,059	全額一括返済	民法709条
静岡県	工業技術研究所富 士工業技術支援セ ンター主査	14	実験中に重過失により溶液を噴出させる事故を起こし、実験補助を行っていた非常勤職員にやけどを負わせた。	H21.1.26	H21.1.26	事故報告書の提出による。	14,237,419	1,423,741	納入通知書により本人に請求	国家賠償法第1条第2項
福岡県	建築都市部建築都 市総務課予算第一 係主事	1	県庁舎廊下の壁面を蹴ったことにより穴が開いたもの	H25.5.29	H25.5.29	本人からの申し出	57,960	57,960	賠償額を全額職員が支出	民法第709条
計	3人		3件							

② 市町村分

都道府県名	市町村名	所属部課名等		事実関係			賠償関係			賠償責任の根拠	
		所属部課係名及び職名	勤続年数(年)	事実の概要	事実の発生した日又は事実の存した期間	長が事実を知ったとき	長が事実を知るに至った経緯	団体に与えた損害(円)	賠償額(円)		賠償の方法
北海道	八雲町	学校教育課施設係長	22	町道大新線において、町有自動車の積載物が相手方車車輛に衝突	H24. 4. 26	H24. 4. 26	当該職員から所属課長へ報告があり、所属課長から町長へ報告した。	485,000	485,000	金銭賠償	民法715条
北海道	八雲町	消防本部熊石消防署庶務係	4	北斗市国道227号線において、転院搬送中の町有救急車が相手方車車輛等に衝突	H23. 1. 18	H23. 1. 28	当該職員から所属課長へ報告があり、所属課長から町長へ報告した。	10,920,665	10,920,665	金銭賠償	民法715条
北海道	八雲町	消防本部熊石消防団員	17	町内国道227号線において、火災出動要請を受けた消防団員の自家用車が相手方車車輛に衝突	H24. 2. 10	H24. 2. 10	当該団員から所属課長へ報告があり、所属課長から町長へ報告した。	2,687,993	2,687,993	金銭賠償	民法715条
北海道	八雲町	住民サービス課包括支援係	21	町道畳岩線において、町有自動車が相手方車車輛に衝突	H25. 1. 11	H25. 1. 11	当該職員から所属課長へ報告があり、所属課長から町長へ報告した。	128,804	128,804	金銭賠償	民法715条
北海道	八雲町	建設課臨時職員	1	町道浜松7号線において、町有自動車が相手方車車輛に衝突	H25. 2. 16	H25. 2. 16	当該職員から所属課長へ報告があり、所属課長から町長へ報告した。	840,000	840,000	金銭賠償	民法715条
北海道	八雲町	消防本部消防課予防第1係	5	道道3・4・2出雲通線において、町有救急車が相手方車車輛に衝突	H25. 5. 31	H25. 5. 31	当該職員から所属課長へ報告があり、所属課長から町長へ報告した。	320,801	320,801	金銭賠償	民法715条
北海道	八雲町	東野小学校臨時公務補	9	東野小学校校庭の草刈り作業中、飛散した石が駐車中の相手方車車輛に当たる	H25. 6. 6	H25. 6. 6	当該職員から所属課長へ報告があり、所属課長から町長へ報告した。	32,309	32,309	金銭賠償	民法715条
北海道	八雲町	保健福祉課高齢者福祉係訪問介護員	9	町内国道5号線において、町有自動車が自転車と横断中の相手方に衝突	H24. 6. 22	H24. 6. 22	当該職員から所属課長へ報告があり、所属課長から町長へ報告した。	6,670,984	6,670,984	金銭賠償	民法715条
青森県	横浜町	産業振興課主幹	18	外郭団体である2団体の預貯金及び現金を私的に流用	H25. 8. 23	H25. 8. 23	担当課長より	4,435,332	4,435,332	銀行振込	民法第709条
宮城県	石巻市	生活環境部環境課主査	25	私用車を公用車と偽り、公費で不正に給油し、市に対して損害を与えたもの。	H24. 9. 23 ～ H25. 3. 2	H25. 3. 7	市指定給油所からの相談連絡。	44,688	44,688円	燃料費弁償金として現金納付	民法第709条

都道府県名	市町村名	所属部課名等		事実関係				賠償関係			賠償責任の根拠
		所属部課係名及び職名	勤続年数(年)	事実の概要	事実の発生した日又は事実の存した期間	長が事実を知ったとき	長が事実を知るに至った経緯	団体に与えた損害(円)	賠償額(円)	賠償の方法	
千葉県	千葉市	稲毛区役所保健福祉センター社会援護課主事	10	生活保護ケースワーカーとして在籍していた期間に、被保護者の生活保護費等を着服したものの	H22.2 ～ H24.4	H24.5.13	不正の疑い発覚後、当該職員への事情聴取等により不正事実が認められたため	1,632,145	1,632,145	任意の請求による弁済	国家賠償法第1条第2項
千葉県	成田市	福祉部社会福祉課保護第一係長	23	生活保護査察指導員が虚偽の公文書により保護費の支給を偽装する等して横領したものの。また、診断書を偽装し不正に病気休暇を取得し、その間の給与を不正に受給したものの。	H23.8 ～ H25.12	H26.2	当事者より生活保護業務を引き継いだ職員等が、保護受給者宅を訪問して発覚。	9,337,932	9,337,932	本人による分納	民法第709条
新潟県	村上市	福祉課子育て支援室係長	29	保育園給食費、敬老会事業費及び外郭団体運営資金を不正(私的)に流用した。	H23年度 ～ H25年度	H25.8.2	当該職員の後任者から所属長へ不審な点の報告があり、不正が判明。	5,416,164	5,416,164	本人による返還	民法第709条
静岡県	静岡市	財政局一般職員	8	課税資料の廃棄や放置など長期にわたり事務処理が適切になされていなかったことにより、市民に損害を与えた。	H24.4.1	H24.4.2	所管部署からの報告	1,671,055	1,558,717	本人への求償	国家賠償法第1条第2項
京都府	与謝野町	下水道課課長	28	下水道受益者負担金・分担金及び農業集落排水受益者分担金不納欠損処分問題に係る住民監査請求の監査結果に伴う勧告	H25.12.6	H25.12.6	事実の概要と同じ	1,720,940	1,720,940	町長・副町長・下水道課長3名の連帯責任	地方自治法第242条第9項
奈良県	橿原市	健康部健康増進課課長補佐	28	生活保護の申請をしたように偽装し、保護費を不正に取得していた。	H22.9 ～ H25.1	H25.2.18	後任者が申請者を訪問した際に発覚	3,272,161	3,272,161	分納	民法第709条
広島県	広島市	元区生活課主査	22	生活保護のケースワーカーであった職員が、担当する被保護者に対して生活保護を辞退するよう脅した。	H20.9.29	H20.9.30	被保護者が区生活課に対し抗議をしたため。	555,547	556,231 (年5分の割合による遅延損害金を含む。)	本人への求償	国家賠償法第1条第2項

都道府県名	市町村名	所属部課名等		事実関係				賠償関係			賠償責任の根拠
		所属部課係名及び職名	勤続年数(年)	事実の概要	事実の発生した日又は事実の存した期間	長が事実を知ったとき	長が事実を知るに至った経緯	団体に与えた損害(円)	賠償額(円)	賠償の方法	
香川県	高松市	住宅課管理第二係主査	29	住宅課において、平成21年度から平成23年度にかけて特定事業者(1者)に集中して樹木伐採の発注が行われ、また、未払金もあった。	H21.4.1 ～ H22.3.31	H24.4.12	住宅課における管理職員の事務引継の際に事実が判明したため、状況を整理後、所管局(都市整備局)から市長に報告した。	457,851	457,851	納付書払	民法第415条
香川県	高松市	住宅課管理第二係主査	20	住宅課において、平成21年度から平成23年度にかけて特定事業者(1者)に集中して樹木伐採の発注が行われ、また、未払金もあった。	H22.4.1 ～ H24.3.31	H24.4.12	住宅課における管理職員の事務引継の際に事実が判明したため、状況を整理後、所管局(都市整備局)から市長に報告した。	3,109,706	3,109,706	納付書払	民法第415条
福岡県	福岡市	教育委員会総務部職員課学校用務員	11	勤務していた学校の公物である電動工具等を無断で持ち出して換金し、さらには、民間人所有の自転車を窃取したものの。	H20.9 ～ H25.2	H25.4	窃盗容疑で逮捕された。	280,222	280,222	納付書による支払	民法第709条
福岡県	中間市	保健福祉部保護課保護2係主査	15	生活保護費を不正にだまし取ったもの	H21.6.24 ～ H24.3.29	H25.12.26	裁判において刑が確定したことによる。	12,560,032	12,560,032	現金	民法第709条
大分県	佐伯市	建設部建設課課長	28	職員が行った不適切な説明が故意によるものとされた損害賠償請求事件	H20.9.30	H23.8.31	訴状の到達	10,995(敗訴に伴う原告訴訟費用の市負担分については、未請求のため確定していない。)	10,995	本人による現金納付	国家賠償法第1条第2項
大分県	杵築市	生涯学習課係長	20	公用車で走行中、後方確認をせずに進路変更した直後、相手方車両が公用車を追い抜きながら至近距離で進路変更したことにより接触した。	H24.9.3	H24.9.3	事故発生報告書	19,047	19,047	指定口座に納入	民法第709条
大分県	杵築市	教育長	1	車を後進させた際、後方確認不足により駐車場の相手方車両に衝突し、損傷させた。	H25.2.26	H25.2.26	事故発生報告書	50,295	50,295	指定口座に納入	民法第709条

都道府県名	市町村名	所属部課名等		事実関係				賠償関係			賠償責任の根拠
		所属部課係名及び職名	勤続年数(年)	事実の概要	事実の発生した日又は事実の存した期間	長が事実を知ったとき	長が事実を知るに至った経緯	団体に与えた損害(円)	賠償額(円)	賠償の方法	
大分県	杵築市	農林課主任	6	公用車を駐車後、ドアを開けた際、突風によりドアを制しできず、相手方車両に接触し、損傷させた。	H25. 11. 19	H25. 11. 19	事故発生報告書	133, 599	133, 599	指定口座に納入	民法第709条
大分県	杵築市	山香振興課主査	13	公用車を乗降中、ドアが強風に煽られたため、駐車していた相手方車両に接触し、損傷させた。	H25. 11. 10	H25. 11. 11	事故発生報告書	42, 000	42, 000	指定口座に納入	民法第709条
鹿児島県	鹿屋市	中学校長	33	部活動の副顧問だった校長が女子生徒をドライブに連れ出しわいせつ行為を行ったもの	H19. 6. 16	H19. 9. 27	生徒の父親から県教育委員会へ訴え。県教育委員会から市教育委員会へ調査依頼。	1, 862, 688	1, 862, 688	納入通知書による納入	国家賠償法第1条第2項
計	17団体	27人		27件							